

# はじめに 公共施設景観形成マニュアルとは

## 公共施設景観形成マニュアル策定の目的

八王子市は、平成 23 年に景観法に基づく景観行政団体となり、同年 10 月に『豊かな自然に抱かれた 住み続けたいまち 八王子』を基本理念とした「八王子市景観計画」の運用を開始し、八王子らしい景観づくりに向けて市民、事業者、行政の協働による景観づくりに取り組んでいます。

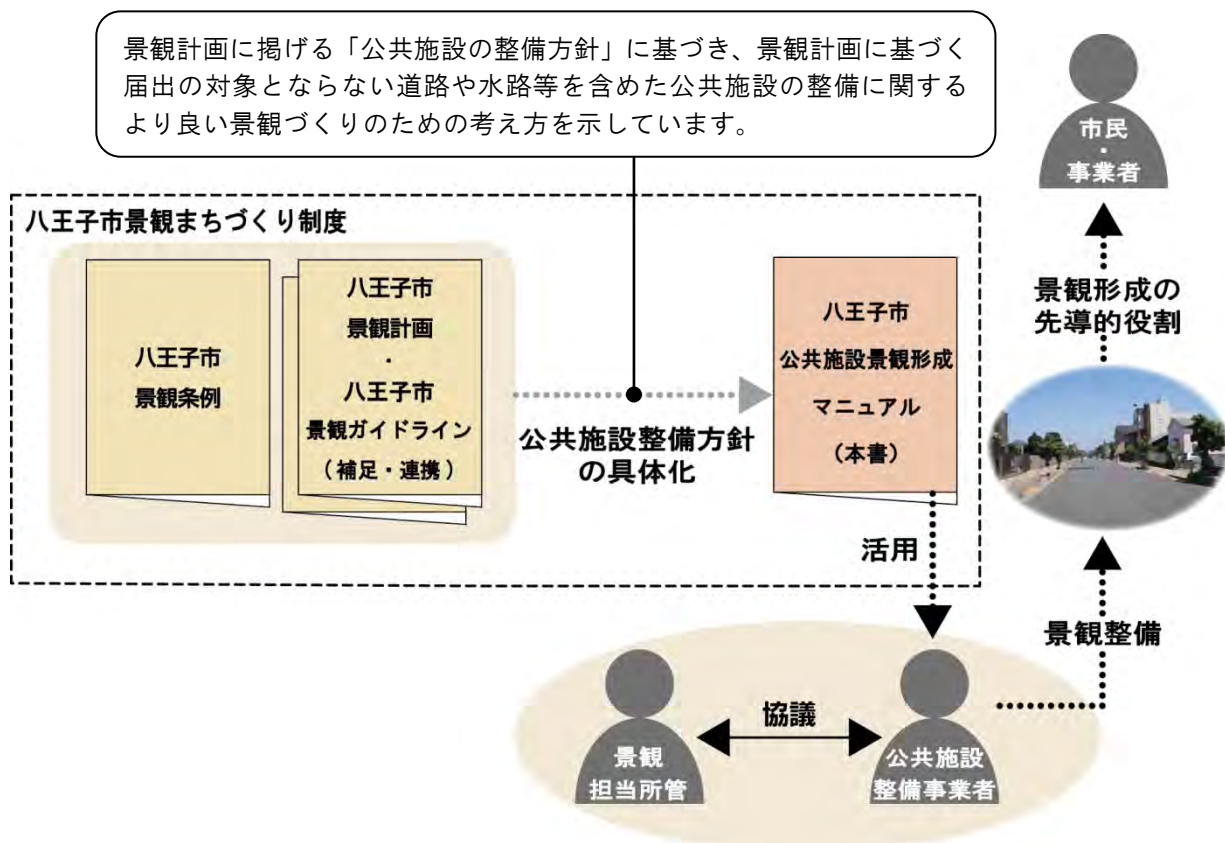
景観計画では、道路、橋梁、河川、公園、学校等の公共施設は、本市の景観を形成する重要な要素であり、地域の景観を先導すべき施設となるため、積極的に景観に配慮した整備を行っていくことを方針として掲げています。

本マニュアルは、景観計画に掲げる「公共施設の整備方針」を実施するために、公共施設の整備や管理に関係する主体（国・都・市等）の間で、景観形成の方向性を共有し、基本的な整備や維持管理についての指針を具体的に定め、市民に長く親しまれる公共施設の計画や整備を行うことを目的とします。

## 公共施設景観形成マニュアルの位置付け

八王子市景観条例及び景観計画では、建築物の建築や工作物の新設、特定照明などの行為について景観法に基づく届出を義務付け、事業主と協議を行っています。

公共施設景観形成マニュアルでは、景観計画に掲げる「公共施設の整備方針」に基づき上記の行為以外を含めた公共施設の建設等に係る行為が、良好な景観の形成に向け地域の景観を先導する役割を果たすことを目指し、公共施設整備方針の具体的な仕様を定めるとともに、景観担当所管との協議を通じて専門家の意見を得られるように位置づけるものです。



## 公共施設景観形成マニュアルの構成

本マニュアルの方針や適用範囲等を示した「マニュアルの仕組みについて」、具体的な取り組みを示す「八王子市がめざす公共施設像」「基本ルール(景観標準仕様)」を柱に3章で構成しています。

### 第1章 マニュアルの仕組みについて

- 1 方針
- 2 適用範囲
- 3 景観適合協議
- 4 適用除外

公共施設が景観形成に資するための八王子市の基本的な考え方や、公共施設整備の際に景観担当所管と行う協議について示しています

### 第2章 八王子市がめざす公共施設像

- 1 道路
- 2 橋梁
- 3 河川・水路
- 4 公園・緑地
- 5 公共建築物
- 6 公共サイン

公共施設ごとに八王子市がめざすべき景観のすがたについて示しています

### 第3章 基本ルール（景観標準仕様）

- 1 道路
- 2 橋梁
- 3 河川・水路
- 4 公園・緑地
- 5 公共建築物

公共施設ごとに全市的に定める統一的な標準仕様について示しています